

山口県議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び地方自治体は、現在、深刻化する財政状況により行財政改革が強く求められており、各分野での歳出削減を実行している。

このため、山口県議会としても、行財政改革を推進する上で自ら範を示すという観点から、議員定数の削減を行い、行財政改革に対する強い姿勢を示すこととし、全国における議員の削減状況及び議員1人当たり人口の目安を3万人以上とすることなどを考慮し、今回の改正を行うものである。

2 改正の内容

山口県議会議員の定数を49人とする。

3 施行日

次の一般選挙から施行する。